

委員会提出第4号議案

固定資産税及び都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書

上記の議案を大田区議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和7年10月10日

大田区議会議長 鈴木 隆 之 様

提 出 者

総務財政委員長 高 瀬 三 徳

固定資産税及び都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書

我が国の経済状況は、令和7年9月に内閣府が公表した月例経済報告における景気の基調判断において、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。」とされており、「企業収益は、改善に足踏みがみられる。」と報告されている。

一方、区内中小企業を対象に景気動向を調査した令和7年4月から6月期の「大田区の景況」における業況では、小売業及び建設業はわずかに持ち直したものの、製造業は悪化傾向がわずかに強まり、運輸業では前期並みであったと報告されている。また、来期の業況については、悪化傾向が多少強まると予想されている。

さらに、生産年齢人口の減少や団塊の世代の労働市場からの退出などによる構造的な人手不足、為替の変動による原材料価格等の高騰、また、アメリカの関税政策による今後の世界経済の不透明さは、区民生活はもとより小規模事業者の事業経営に多大な影響を及ぼしている。

このような中、東京都が従来から実施している小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の軽減措置等は、小規模事業者の事業継続や経営健全化に寄与し、また、多くの区民生活に対しても安定をもたらすものであり、欠くことのできない措置となっている。

こうした軽減措置等について、東京都が廃止も視野に入れ見直しを行おうとすれば、区内小規模事業者の経済的、心理的影響は極めて大きく、区内経済に与える悪影響が懸念されるところである。

よって、大田区議会は東京都に対し、以下の措置を令和8年度以後も継続することを求めるものである。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年月日

東京都知事 宛

大田区議会議長名